

大田区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区（以下「区」という。）が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、契約の相手方に対する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の確認を行う契約)

第2条 労働環境の確認を行う契約は、総務部経理管財課において締結処理をする契約のうち、次に掲げるものとする。ただし、区長が契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 予定価格が2,000万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格が2,000万円以上の委託契約

(労働環境の基準)

第3条 この要綱に基づく労働環境の確認は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を基準とする。

(労働環境の確認方法)

第4条 労働環境の確認は、契約の相手方が別記第1号様式によるチェックシート（以下「チェックシート」という。）を区に提出することにより行うものとする。

- 2 当該契約の相手方は、チェックシートを第2条各号に掲げる契約の締結後、速やかに提出するものとする。
- 3 区長は、チェックシートの提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。
- 4 区長はチェックシートの内容について、契約の相手方に対し説明を求めることができる。

(改善の指示)

第5条 労働環境の確認の結果、労働環境が不適切であると認められる場合には、区は、契約の相手方に対し、労働環境の改善を指示するものとする。

- 2 前項の規定による指示を受けた契約の相手方は、労働環境の改善内容その他区が必要と認める関係資料等を書面で区に提出するものとする。

(不適切な労働環境に対する措置)

第6条 次に掲げる状況に該当する場合には、契約条項に基づく契約の解除、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年12月19日付け25総経発第11201号決定)に基づく指名停止措置及び関係機関への通報を行うことができるものとする。

- (1) 第4条のチェックシートを提出しない場合又は当該チェックシートに虚偽の記載があった場合
- (2) 前条第1項に規定する改善の指示を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合
- (3) 前条第2項に規定する書類を区に提出しない場合

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、労働環境に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。